

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

| | | |
|----------------|--|-----|
| 不利益処分名 | おもちゃ及び営業以外の集団給食施設における廃棄命令、及び営業等の禁止、停止命令 | |
| 根拠法令・条項 | 食品衛生法第68条第1項、第3項 | |
| 所 管 課 | 保健所 食品衛生課 | |
| 処 分 基 準 | <p>・ 設定</p> <p>違反事実の確認により違反内容が判明したときは、報告書の徴取にとどめることができるほか、別表 行政処分等基準表（別紙）に基づき厳正かつ的確な処分を行うものとする。 なお、処分は軽減することができる場合があるほか、違反条項が2つ以上適用される場合の営業停止期間は、それぞれの行為が全て改善されるために必要な期間とするものとする。</p> | |
| 聴聞・弁明の機会の付与の区分 | 聴聞又は弁明の別 | 弁 明 |
| | (聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等) | |
| | 個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項 | |

| | | | | | | |
|----------------------------|-----------------------|-------|--|-----------------|---------------------|--------------|
| 法第48条第1項 | 食品衛生管理者の設置義務 | 法第60条 | 営業停止(3日以内又は管理者が設置されるまで)、営業禁止又は営業許可の取消し | | | 法第68条第1項 |
| 法第50条第2項 | 有毒、有害物質混入防止措置基準の遵守義務 | 法第60条 | 営業停止(3日以内又は基準に適合するまで)、営業禁止又は営業許可の取消し | | | 法第68条第1項 |
| 法第51条第2項 | 公衆衛生上必要な措置の策定又は遵守義務 | 法第60条 | 営業停止(3日以内又は必要な措置が定められるまで)、営業禁止又は営業許可の取消し | | | 法第68条第3項 |
| 法第52条第2項 | 器具又は容器包装の適正製造規範の遵守義務 | 法第60条 | 営業停止(3日以内又は適正な措置が講じられるまで)又は営業禁止 | | | — |
| 法第53条第1項 | 器具又は容器包装の販売における情報伝達義務 | 法第60条 | 営業停止(3日以内又は必要な情報を伝達できるまで)又は営業禁止 | | | — |
| 法第54条の規定による基準 | 営業施設基準 | 法第61条 | 改善命令、営業停止(改善に要する期間)又は営業許可の取消し | | | 法第68条第1項・第3項 |
| 法第55条第2項第1号・第3号に該当するに至った場合 | 営業許可申請者の不許可事由 | 法第60条 | 営業許可の取消し | | | 法第68条第1項 |
| 法第55条第3項の規定による条件 | 営業許可条件 | 法第60条 | 営業停止3日以内 | 営業停止10日以内又は営業禁止 | 営業停止、営業禁止又は営業許可の取消し | 法第68条第1項 |

※1 報告書の徴取にとどめることがある。

※2 必要に応じて、基準表中の「営業停止3日以内」は「業務停止3日以内」等と読み替える。